

高校生等奨学給付金(家計急変)の申請に必要なもの

別表②

○家計急変事由が確認できるもの

対象となる家計急変事由			必要書類(原則第三者が発行したものに限る)
休職・離職	負傷、疾病により離職または休職し、その後90日以上就労が困難な場合		医師による診断書(就労不可90日以上) 離職・休職を証明する書類
離職	雇用保険加入者	雇用保険受給資格者証または離職票に記載の離職理由コードが、下記のいずれかに該当	雇用保険受給資格者証又は離職票(1・2)
		11(1A) 解雇 12(1B) 天災そのほかやむを得ない理由により事業の継続が不可能 21(2A) 特定雇止めによる離職(雇用期間3年以上雇止め通知あり) 22(2B) 特定雇止めによる離職(雇用期間3年未満当更新明示あり) 23(2C) 特定理由の契約期間満了による離職 31(3A) 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職 32(3B) 事業移転に伴う正当な理由のある自己都合退職 33(3C) 正当な理由のある自己都合退職 34(3D) 特定の正当な理由のある自己都合退職	
	雇用保険非加入者	自己の責めに帰することができない理由による離職 ※上記離職理由コードに相当すること	離職があったことを証明する書類 理由を証明する書類等
事業の廃止・休業	負傷疾病により事業を廃止または休業し、その後90日以上就労が困難な場合		医師による診断書(就労不可90日以上) 事業廃止に関する証明書 休業中であることを証明する書類
事業の廃止	自己の責めに帰することができない理由による事業の廃止		事業廃止に関する証明書 理由を証明する書類
役員の辞任	自己の責めに帰することができない理由による役員の辞任		医師による診断書 辞任したことを証明する書類 理由を証明する書類
被災	被災により就労が困難となった場合(地震・水害・火事等)		権災証明書 医師による診断書・事業廃止に関する証明書等
離婚・死別	離婚や死別により保護者等が1名となった場合(離婚調停中・世帯分離は対象外)		離婚・離婚届受理証明等 死亡:戸籍謄本、戸籍抄本等

※家計急変による収入の減少状態が引き続いていることが条件です。

※上記のほかにも別途書類等を求める場合があります。

※確認書類で不明な場合は、申請先にご確認ください。

○収入見込証明書等(保護者等全員分の証明が必要です。)

家計急変発生時期	収入証明期間
令和8年3月1日までに家計急変した場合	令和8年1月～12月分
令和8年3月2日～7月1日までに家計急変した場合	令和8年7月1日～令和9年6月分
令和8年7月2日以降に家計急変した場合	家計急変後1年間分